腹飾帯	えんじ色又は黒色の絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。
女性腹飾帯	えんじ色又は黒色の絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、図のとおりとする。
礼帽	地質　第一種礼服冬上衣と同じとする。 製式　別表第二(一)イの正帽と同じとする。
女性礼帽	地質　女性第一種礼服冬上衣と同じとする。 製式　別表第二(一)イの女性正帽と同じとする。
夏礼帽	地質　第一種礼服夏上衣と同じとする。 製式　礼帽と同じとする。ただし、ひさしの色は、白色とする。
第一種ワイシャツ	白色の綿織物、麻織物、絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、長そでダブルカフスとする。形状は、図のとおりとする。
第二種ワイシャツ	地質は、第一種ワイシャツと同じとする。形状は、図のとおりとする。
女性第一種ワイシャツ	白色の綿織物、絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、第一種ワイシャツと同じとする。
女性第二種ワイシャツ	地質は、女性第一種ワイシャツと同じとする。形状は、図のとおりとする。
ネクタイ	黒色の毛織物、絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、別表第二(一)イのネクタイと同じもの又はちようネクタイとする。ちようネクタイの形状は、図のとおりとする。
女性ネクタイ	黒色の絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、クロスタイ又はちようネクタイとする。形状は、図のとおりとする。
第一種礼服用短靴	別表第二(一)イの短靴と同じとする。
第二種礼服用短靴	黒色の光沢のある革製とする。形状は、図のとおりとする。
女性第一種礼服用短靴	別表第二(一)イの女性短靴と同じとする。
女性第二種礼服用短靴	黒色の光沢のある革製とする。形状は、図のとおりとする。

女性ネクタイ	濃紺色の絹織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、ちようネクタイとする。形状は、図のとおりとする。
女性礼服用短靴	黒色の革製とする。
夏礼服用短靴	白色のかわ製又は布製（底は、かわ製とする。）とする。
礼服用飾緒（陸将及び陸将補に限る。）	金色の丸打ひも（綿心の金線、絹、化学繊維又はこれらの混紡とする。以下同じ。）を三つ編みにし、両端に、桜星及び桜葉の模様を施した金属製金具をつける。形状は、図のとおりとする。
礼帽用帽章	別表第二(一)イの帽章（正帽のものに限る。）と同じとする。ただし金色モール製とし、布製台地の色は、帽子の地質と同色とする。
礼服用階級章	陸将及び陸将補　金色の丸打ひもを三本引揃え二列五つ目編みとし、銀色金属製の桜星章をつけ、その上位に金色金属製のみがきボタン一個をつける。 一等陸佐から三等陸佐まで　金色の丸打ひもを三本引揃え一列五つ目編みとするほか、陸将及び陸将補のものと同じとする。 一等陸尉から三等陸尉まで　金色の丸打ひもを二本引揃え一列五つ目編みとするほか、陸将及び陸将補のものと同じとする。 准陸尉　一等陸尉から三等陸尉までのものと同じとする。ただし、銀色金属製の桜星章はつけない。 形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。
儀礼刀	刀身　青銅に銀色のメツキとする。 つか　弦つき型とし、握部は、ほお材を白色のかわでおおい、つか巻飾りを施す。つか金及びつば弦部は、金色金属製とし模様を施す。 さや　ほお材を黒色のかわでおおい、金色金属製のさや飾り及び胴輪二個をつける。 刀緒　金色の丸打ひもとし、先端にひさご型のふさをつける。 刀帯　帯は、黒色かわ製とし、長緒及び短緒の二本のつり緒をつける。前章は、金色金属製とし、模様を施す。 形状及び寸法は、図のとおりとする。